

平成21年第3回豊頃町議会臨時会会議録

平成21年5月8日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成20年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）〕
日程第 4 議案第27号 豊頃町税条例の一部改正
日程第 5 議案第28号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（9名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 藤田博規君 | 2番 | 松崎政利君 |
| 3番 | 菅谷誠君 | 4番 | 森一彦君 |
| 5番 | 大崎英樹君 | 6番 | 大谷友則君 |
| 7番 | 長谷川勝夫君 | 8番 | 津久井精一君 |
| 9番 | 小野木英毅君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | | |
|--------|---|-------|
| 町 | 長 | 宮口孝君 |
| 副町 | 長 | 石田貢君 |
| 農業委員会 | 長 | 竹下昌徳君 |
| 教育 | 長 | 菅原裕一君 |
| 代表監査委員 | | 山口浩司君 |
| 総務課 | 長 | 熊野幸雄君 |
| 会計管理者兼 | | |
| 出納税務課 | 長 | 吉村進君 |
| 地域住民課 | 長 | 田中啓喜君 |
| 福祉課 | 長 | 和田宏樹君 |
| 産業課 | 長 | 金川正次君 |

施 設 課 長	石 塚 周 二 君
教育委員会教育課長	山 本 芳 博 君
農 委 事 務 局 長	友 重 誠 一 君

◎議会事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 潤 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成 2 1 年第 3 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に「諸般の報告」を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

佐藤事務局長

- 佐藤事務局長 諸般の報告を申し上げます。

町長から、平成 2 1 年 2 月 1 9 日発生 of 公用車物損事故に関して、専決処分した損害賠償額の決定について、専決処分書の提出がありました。

専決処分書は、お手元に配布のとおりであります。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 町長就任のあいさつ

- 小野木議長 ここで、4 月 1 9 日執行の豊頃町長選挙において当選されました宮口孝町長から、町長就任のあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

- 小野木議長 宮口町長。

- 宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、任期満了による豊頃町長選挙におきまして、議員各位をはじめ各団体各層など多くの町民の皆様に温かいご支援とご協力を賜り、引き続き町政を担当できますこと、感謝に耐えない次第であります。

顧みますと、この四年間町政の健全化と町民が安心して暮らせる町づくりの為に、職員一丸となり努力を重ねてまいりました。

しかしながらまだまだ町民が何を求めているかなど、行政に反映することが十分とは言えず、身にしみてひしひしと感じるとともに、町長の責務の重大さを痛感しているところであります。

ご承知のとおり、今日の自治体を取り巻く環境は、極めて不透明な状況にあります。

加えて、我が豊頃町は人口の減少率が高く、少子高齢化が進んでおりますが、小さな町だからできるものや、小さな町だからしなければならないものなどこれからしっかりと見極めることが大切ではないかと考えております。

私は、これからも健全なる財政を目指し、そしてあくまでも身の丈にあったバランスの取れた町政の運営を推し進めることが、豊頃町の将来を確かなものとする確信しているところであります。

どうか今後とも協働の町づくりに一層のご指導ご支援をいただきますこと切にお願い申し上げます。

結びになります。議員各位の益々のご活躍とご健勝を祈念申しあげ、ごあいさつといたします。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これにて町長就任のあいさつを終わります。

◎ 行政報告

●小野木議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

●宮口町長 第3回臨時会行政報告を申し上げます。

1 定額給付金事業・プレミアム付商品券事業について

定額給付金事業は、世界的構造不況を受け、住民の生活不安に対処するため、本町では平成21年3月5日に本事業に関する補正予算の議決をいただき、翌6日に町内全世帯へ申請書（請求書）を送付し、12日から受け付け、27日から定額給付金を支給してまいりました。

この間、職員が単身高齢者世帯等163戸を訪問し、5地域の集会施設で申請書（請求書）の受付事務を行い、役場においても、庁舎1階に臨時申請窓口を設置するなど、申請しやすい環境を整えてまいりました。

4月30日現在における申請（請求）状況は、受給予定総世帯数の97.8パーセントにあたる1,461世帯からの申請があり、定額給付金総額の98.9パーセントにあたる5,810万4千円の申請が終了しているところであります。

現段階で未申請となっている世帯には、4月27日に申請・受給を促す文書を送付し、また、全国で話題となり、新聞等で報道されております居所不明者については、本町においても1件該当者がおりますが、受給辞退者が出ないよう、今後もきめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

また、「プレミアム付商品券」事業につきましては、本定額給付金事業にあわせて4月1日から発売され、プレミアム分が25パーセントであることから売れ行きが好調であり、当初販売予定の1,000セット分は4月7日をもって完売となったため、

翌8日からは追加で500セット発売され、4月30日現在残り約200セットほどとなっている状況であります。

以上、報告申し上げます。

●小野木議長 これでは行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番松崎政利議員及び3番菅谷誠議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第1号

●小野木議長 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

熊野総務課長

●熊野総務課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定の基づき、平成21年3月31日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。専決処分した平成20年度豊頃町一般会計補正予算第8号についてご説明申しあげます。本専決処分は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定したため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,101万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,609万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明申しあげます。

7ページをお開き願います。歳入につきましては、第2款、地方譲与税から234万9,000円を、3款、利子割交付金から38万7,000円を、4款、配当割交付金から42万8,000円を、5款、株式等譲渡所得割交付金から22万8,000円を、6款、地方消費税交付金から417万2,000円を、7款、自動車取得税交付金から72万円をそれぞれ減額し、9款、地方交付税7,970万6,000円を追加、10款、交通安全対策特別交付金から20万4,000円を減額、13款、国庫支出金に繰越明許費、安全・安心な学校づくり交付金として970万3,000円、16款、寄付金に9万円を追加するものであります。

次に歳出について、説明申しあげます。

10ページをお開き願います。2款、総務費にふるさと振興基金などの積立金として8,101万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定します。

◎ 議案第 27 号

●小野木議長 日程第 4 議案第 27 号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉村出納税務課長

●吉村出納税務課長 議案第 27 号豊頃町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案の改正の趣旨及び改正内容につきましては、議案説明書、説明第 1 号により説明をさせていただきます。

はじめに、改正の趣旨であります。平成 21 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日公布されたことに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項・用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備をするため、一部改正を行うものであります。

改正の内容であります。附則第 7 条の 3 の 2 の改正は住宅ローン特別控除の拡充をはかることとし、平成 22 年 1 月 1 日施行するものであります。

その主な改正内容であります。平成 21 年度から平成 25 年度までの間に住宅を取得し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けるものが、当該所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除分を有する場合、町民税から特別控除をする制度が拡充されました。

この適用期間は、平成 22 年度から平成 35 年度までで、控除期間は 10 年間、控除限度額は、1 年につき町民税が 5 万 8,500 円、道民税が 3 万 9,000 円の合計 9 万 7,500 円であります。

次に、附則第 17 条の改正であります。これは土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設で、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものであります。

主な改正内容は、平成 21 年から平成 22 年までの間に取得した土地等を 5 年間を超えて所有した上で譲渡した場合、長期譲渡所得の金額から 1,000 万円を控除するというものであります。

次に、附則第 12 条の改正は、宅地等に対して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの固定資産税の特例で、平成 21 年 4 月 1 日から適用するものです。

改正の内容は、負担水準が住宅用地 80 パーセント未満の土地に対して用いられる負担調整措置を簡素化し、かつ調整年数を短縮するため、宅地等に係る課税標準額を前年度の課税標準額に当該年度分の評価額の 5 パーセントを加算する方法で継続をしていくというものであります。

附則として、施行期日は、公布の日から施行し平成21年4月1日から適用するものであります。ただし、施行月日の異なる条文は改正項目ごとに第1条各号に規定をしております。

経過措置については、個人の町民税に関するものは第2条に、固定資産税に関するものは第3条にそれぞれ規定をしております。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 5番大崎議員

●大崎議員 条例改正に伴う提案なんですけど、本町においてこの公布された期日が4月1日から公布されておりますが、もう既に50日ほど経過しました。

特に町民税関係の住宅ローンこの件についてはですね、現在のところ該当するかどうか、そのことがあるのかどうなのかということと、それから、住宅ローンの場合には、契約着手のときかそれとも完成後なのかというところの内容について確認をしたいのですが、説明をいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁 吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 住宅取得控除に関しましては、既に国から地方に税源移譲で5パーセント税がくるようになりました。

この時点から住宅取得控除の分は始まっておりまして、今回の分につきましては更にその年数を延ばすということでありまして。

ですから既に住宅取得控除の分を受けている方はございますが、件数については現在手元に資料がございませんのでお答えできません。

●小野木議長 5番 大崎議員。

●大崎議員 非常にですね、こういうことについては、前向きの考えで私は賛意を表すものですが、できうればこれについてはたぶん計画されている個人の建築計画に伴う確認申請、そういうものが少なくとも3ヶ月以前から出てくるというふうに認識しているんですが、こういうものについていまだかつて何軒かというところを捉え切れていないというところについては後日機会があったらまたお聞きしたいと思いますが、そういったものについても今後の確に把握していただきたいと希望するところでありますが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

●小野木議長 答弁 吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 この税におきましては全て本人が申請をするということで、申請主義になっております。

特に住宅取得控除を受けるにあたっては、その年の1月1日に居住をしていなければならぬということになっております。当然居住する前に資金を借りていなければ該当しないということで、今おっしゃいましたように、税務のほうでは家屋の評価をしておりますので、その都度そういう控除があるという指導はしております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 28 号

●小野木議長 日程第 5 議案第 28 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉村出納税務課長

●吉村出納税務課長 議案第 28 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案の改正内容につきましては、議案説明書、説明第 2 号により説明をさせていただきます。

はじめに、改正の趣旨であります。国が実施をいたしました平成 21 年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正し、更に医療費分・後期高齢者支援金分及び介護納付金分の部分ごとの税率等を改正することで総合的な税負担の軽減を図ろうとするものであります。

次に改正内容であります。関係条項の第 2 条では、介護納付金分の賦課限度額の改正を、第 3 条から第 9 条の 3 までは医療費分・後期高齢者支援金分及び介護納付金分の区分ごとの税率等の改正を、第 23 条では 7 割・5 割及び 2 割軽減額の改正を行い、改正項目はこれら全ての条項が税額等の改正で、平成 21 年 4 月 1 日から適用するものであります。

その主な改正内容は、医療費分の課税税率等を引き下げて、後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税税率等を引き上げ、課税区分間の均衡を図りながら総合的な税負担の軽減のため税率等を改正するものであります。

また、介護納付金の賦課限度額につきましては、国が示しました 10 万円とするため、1 万円増額しようとするものであります。

次に、医療費分・後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現行税率と改正後の税率等は表のとおりであります。

これら改正による税負担は、平成 19 年分の所得で積算いたしますと、医療費分で約 930 万円が軽減され、後期高齢者支援金分が約 240 万円、介護納付金分が約 200 万円、併せて 440 万円の増額となりますが、相対的には 490 万円の減額となります。なお附則として、この条例は公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとし、適用区分では改正後の豊頃町国民健康保険税条例の規定は平成 21 年度以降の年度分の健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、これらの改正案は本年の2月20日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、同日諮問どおり実施するよう答申を受けておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●菅谷議員 この国民健康保険税の減額ということでございますけれども、平成21年度の予算書を見ますと、20年度から金額的には結構高くなっておりますよね、実態としては今回の改正について事前に組み込まれていなかったんですか、これから新しく組み込むんですか。

●吉村出納税務課長 21年度の予算につきましては、今までの現行どおりの税率で積算をしたもので予算化しております。

当然、この改正案が通りましたら、今後6月9月12月と定例会でございますけれども、補正後の部分を提出していくということになります。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

- 小野木議長 これでは本日の日程は、すべて終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 小野木議長 これでは平成21年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時28分 閉会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員